

一宮町議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月20日

一宮町議会議長

小関 義明



一宮町議会規則第1号

一宮町議会傍聴規則の一部を改正する規則

一宮町議会傍聴規則（平成6年一宮町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「一般席の」の次に「傍聴人の」を加える。

第4条中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改める。

第5条第3項中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改め、同条第5項中「傍聴人が」を「傍聴券の交付を受けた者が傍聴席に」に改め、同条第6項中「傍聴人」を「傍聴券の交付を受けた者」に改める。

第7条第1項第1号中「人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす」を「銃器、刃物、棒その他他人に危害を加える」に改め、同項第2号中「張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者」を「ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者」に改め、同項中第3号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号を削り、同項第9号中「議事を妨害する」を「会議を妨害し、又は他人に迷惑を及

ぼす」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「傍聴人」を「会議を傍聴しようとする者」に、「前項第1号から第5号まで」を「前項第1号及び第2号」に、「物品」を「物」に改め、同条第4項を削る。

第8条第1号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしない」に改め、同条第2号中「私語を慎み、常に静粛にすること。」を「携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。」に改め、同条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。

第8条第6号及び第7号を削り、同条第8号中「又は議事の妨害」を「会議を妨害し、又は他人の迷惑」に改め、同号を同条第5号とし、第9号を削る。

第9条を削る。

第10条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。